

令和4年かすみがうら市議会第2回定例会

市長提出議案集

令和4年6月7日提出

かすみがうら市

目 次

1. 報告第 5 号 令和 3 年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について 1~2
2. 報告第 6 号 令和 3 年度かすみがうら市水道事業会計繰越計算書について 3~4
3. 報告第 7 号 令和 3 年度かすみがうら市下水道事業会計繰越計算書について 5~6
4. 報告第 8 号 令和 3 年度かすみがうら市下水道事業会計事故繰越計算書について 7~8
5. 報告第 9 号 専決処分事項の報告について
〈損害賠償の額の決定及び和解〉 9~10
6. 承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて
〈かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例〉 11~20
7. 承認第 3 号 専決処分事項の承認を求めることについて
〈かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例〉 21~23
8. 承認第 4 号 専決処分事項の承認を求めることについて
〈令和 4 年度かすみがうら市一般会計補正予算(第 1 号)〉 24~34
9. 承認第 5 号 専決処分事項の承認を求めることについて
〈令和 4 年度かすみがうら市一般会計補正予算(第 2 号)〉 35~46
10. 議案第 30 号 かすみがうら市環境基本条例の制定について 47~58

11. 議案第 31 号	かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例及びかすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	……………	59～60
12. 議案第 32 号	令和 4 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 3 号）	……………	61～71
13. 議案第 33 号	令和 4 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 1 号）	……………	72～77
14. 議案第 34 号	複合交流拠点施設等整備事業用地の取得について	……………	78
15. 議案第 35 号	和解について	……………	79～82

（参考資料）

○ 付議事件（条例）条文新旧対照表	……………	83～106
・ かすみがうら市税条例等 新旧対照表	……………	(83～100)
かすみがうら市税条例 新旧対照表(第 1 条関係)	……………	(83～99)
かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表(第 2 条関係)	……………	(100)
・ かすみがうら市国民健康保険税条例 新旧対照表	……………	(100～102)
・ かすみがうら市環境基本条例 新旧対照表	……………	(102～104)
かすみがうら市公害防止条例 新旧対照表(附則第 2 項関係)	……………	(102～104)

- ・ かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例及びかすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例 新旧対照表 (104~106)
 - かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例 新旧対照表(第1条関係) (104~105)
 - かすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例 新旧対照表(第2条関係) (106)

報告第5号

令和3年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書に
ついて

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、
令和3年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について、次のとお
り報告する。

令和4年6月7日提出

かすみがうら市長 坪井 透

令和3年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入特定財源				
						国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
2	総務費	1 総務管理費	企画調整に要する経費	4,092,000	3,278,000	0	0	0	0	3,278,000
2	総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事務に要する経費	4,400,000	4,400,000	0	4,400,000	0	0	0
3	民生費	1 社会福祉費	臨時特別給付金（住民税非課税世帯等）に要する経費	312,050,000	160,073,860	0	160,073,860	0	0	0
3	民生費	2 児童福祉費	児童扶養手当支給に要する経費	2,400,000	2,012,000	0	2,012,000	0	0	0
3	民生費	2 児童福祉費	児童手当支給に要する経費	13,030,000	5,814,000	5,814,000	0	0	0	0
3	民生費	2 児童福祉費	民間保育所に要する経費	16,076,000	16,076,000	456,880	15,619,120	0	0	0
3	民生費	2 児童福祉費	放課後児童健全育成に要する経費	3,848,000	3,848,000	132,600	3,715,400	0	0	0
4	衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費	147,903,000	73,869,235	0	73,869,235	0	0	0
4	衛生費	1 保健衛生費	ウェルネスプラザ管理運営に要する経費	2,783,000	2,783,000	0	0	0	0	2,783,000
4	衛生費	1 保健衛生費	一般廃棄物処理に要する経費	51,911,000	51,911,000	0	0	46,700,000	0	5,211,000
6	農林水産業費	1 農業費	園芸振興に要する経費	6,900,000	6,900,000	0	3,450,000	0	0	3,450,000
6	農林水産業費	1 農業費	農用地利用集積特別対策に要する経費	240,000	186,000	0	186,000	0	0	0
6	農林水産業費	3 水産業費	水産振興に要する経費	8,730,000	8,730,000	0	0	0	0	8,730,000
8	土木費	2 道路橋梁費	道路維持管理に要する経費	11,832,000	11,252,814	0	6,188,959	4,500,000	0	563,855
8	土木費	2 道路橋梁費	市道整備に要する経費	50,349,000	49,956,743	0	18,040,065	0	0	31,916,678
8	土木費	4 都市計画費	神立駅周辺整備に要する経費	45,130,000	45,130,000	0	22,565,000	20,300,000	0	2,265,000
9	消防費	1 消防費	常備消防に要する経費	2,145,000	2,145,000	0	0	0	0	2,145,000
9	消防費	1 消防費	災害対策に要する経費	33,820,000	33,820,000	0	0	22,300,000	0	11,520,000
10	教育費	2 小学校費	旧下大津小学校解体に要する経費	136,345,000	124,408,000	0	0	111,900,000	0	12,508,000
10	教育費	5 保健体育費	多目的運動広場管理運営に要する経費	3,300,000	3,300,000	0	0	0	0	3,300,000
合 計				857,284,000	609,893,652	6,403,480	310,119,639	205,700,000		87,670,533

報告第6号

令和3年度かすみがうら市水道事業会計繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和3年度かすみがうら市水道事業会計繰越計算書について、次のとおり報告する。

令和4年6月7日提出

かすみがうら市長 坪井 透

令和3年度かすみがうら市水道事業会計繰越計算書

款	項	目	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源 内 訳		不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説明
							企業債	当年度損益勘 定留保資金			
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	3 浄水場 施設費	3 単独第3号 下稲吉第2浄水 場監視・計装 設備更新工事	円 166,100,000	円 66,400,000	円 99,700,000	円 99,700,000	円 0	円 0	円 0	新型コロナウイルス感染症拡 大の影響による半導体電子部 品等の納期遅延による
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	3 浄水場 施設費	下稲吉第2浄水 場薬注施設建築 完了検査手数料	円 17,000	円 0	円 17,000	円 0	円 17,000	円 0	円 0	上記に関連し、薬注室築造工 事に伴う機器類が設置でき ず、建築完了検査を受けるこ とができないため、受検手数 料を繰越すもの

報告第7号

令和3年度かすみがうら市下水道事業会計繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和3年度かすみがうら市下水道事業会計繰越計算書について、次のとおり報告する。

令和4年6月7日提出

かすみがうら市長 坪井 透

令和3年度かすみがうら市下水道事業会計繰越計算書

款	項	目	事業名	予 算 計上額	支払義務 発 生 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説 明
							国 庫 支出金	企業債	当 年 度 損益勘定 留保資金			
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	2 特定環境 保全公共 下水道整 備事業費	特環修繕 第3号戸崎 流量計交 換工事	円 6,050,000	円 0	円 6,050,000	円 0	円 6,000,000	円 50,000	円 0	円 0	新型コロナウイルス感染症拡大の影響による半導体電子部品等の納期遅延による
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	5 流域下水 道建設負 担金	流域下水 道建設負 担金	円 27,061,000	円 6,959,000	円 20,102,000	円 0	円 18,900,000	円 1,202,000	円 0	円 0	県流域下水道事業の焼却施設改築工事において、関連焼却施設の想定外の劣化による緊急修繕のため、工事を中断したことによる

報告第8号

令和3年度かすみがうら市下水道事業会計事故繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和3年度かすみがうら市下水道事業会計事故繰越計算書について、次のとおり報告する。

令和4年6月7日提出

かすみがうら市長 坪井 透

令和3年度かすみがうら市下水道事業会計事故繰越計算書

款	項	目	事業名	予 算 計上額	支払義務 発 生 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説 明
							国 庫 支出金	企業債	当 年 度 損益勘定 留保資金			
1 下 水 道 事業費用	1 営業費用	1 管渠費	農集修繕 第14号マ ンホール ポンプ場 修繕工事	円 8,517,300	円 0	円 8,517,300	円 0	円 0	円 8,517,300	円 0	円 0	新型コロナウイルス感染症拡大の影響による海外製部品の納期遅延による
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	5 流域下水 道建設負 担金	流域下水 道建設負 担金	円 26,326,000	円 21,886,000	円 4,440,000	円 0	円 4,300,000	円 140,000	円 0	円 0	県流域下水道事業の人孔更生工事において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、作業員の確保が困難なことによる

報告第9号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月7日提出

かすみがうら市長 坪井 透

専 決 処 分 書

法定外公共物の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年4月28日

かすみがうら市長 坪 井 透

法定外公共物の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について

- 1 事故発生日 令和3年7月26日（月）
- 2 事故発生場所 かすみがうら市加茂5300番9地内
- 3 相手方 （住所）茨城県取手市米ノ井70番地14
（氏名）株式会社ティーズプランニング
代表取締役 椎名 高行
- 4 事故の概要 加茂5300番9に隣接する法定外公共物（法定外道路）に自生する樹木の枝が、加茂5300番9上の相手方所有の倉庫の屋根及び雨樋に接触し破損させた。
- 5 損害賠償額と和解の内容
 - （1）過失割合 かすみがうら市 100%
相手方 0%
 - （2）損害賠償額 かすみがうら市 363,000円
相手方 0円
 - （3）市及び相手方は、示談書により、本件示談の他、互いに一切の債権債務関係がないことを確認する。

承認第2号

専決処分事項の承認を求めることについて

かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和4年6月7日提出

かすみがうら市長 坪井 透

専 決 処 分 書

かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

かすみがうら市長 坪 井 透

理 由

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が、令和4年3月31日に公布されたことに伴い、かすみがうら市税条例等の一部を改正する必要が生じたため。

かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

かすみがうら市長

令和4年かすみがうら市条例第14号

かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例

(かすみがうら市税条例の一部改正)

第1条 かすみがうら市税条例（平成17年かすみがうら市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第18条の4中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加える。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の7第1項第1号ホ中「（所得税法施行令の一部を改正する政令

(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)」を削る。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法律第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一

にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 特定配偶者の氏名

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第53条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書き」に改める。

第73条の2第1項中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書きの規定による措置を講じたものを含む。）」を加え、同条本文中「閲覧」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）」に改める。

第73条の3第1項中「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を、「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条の2第4項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、

同条第7項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第11項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第12項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第13項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第10条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第26条を削る。

(かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例(令和3年かすみがうら市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち、かすみがうら市税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族(」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第4項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第24条第2項、第32条第1号及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中かすみがうら市税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第26条を削る改正規定並びに第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- (2) 第1条中かすみがうら市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに第36条の3第2項及び第3項の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例（令和3年かすみがうら市第20号）附則第2条第4項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中かすみがうら市税条例第18条の4第1項の改正規定、同条例第73条の2第1項の改正規定（「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）及び同条例第73条の3第1項の改正規定（「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

（納税証明書に関する経過措置）

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後のかすみがうら市税条例第18条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後のかすみがうら市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前のかすみがうら市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後のかすみがうら市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人のかすみがうら市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法

等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後のかすみがうら市税条例第73条の2第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。
- 4 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後のかすみがうら市税条例第73条の3第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

承認第3号

専決処分事項の承認を求めることについて

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和4年6月7日提出

かすみがうら市長 坪井 透

専 決 処 分 書

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

かすみがうら市長 坪 井 透

理 由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）が、令和4年3月31日に公布されたことに伴い、かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため。

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

かすみがうら市長

令和4年かすみがうら市条例第15号

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

かすみがうら市国民健康保険税条例（平成17年かすみがうら市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第27条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附則第5項中「同条中」を「同項中」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後のかすみがうら市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第4号

専決処分事項の承認を求めることについて

令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和4年6月7日提出

かすみがうら市長 坪井 透

専 決 処 分 書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、次のとおり専決処分する。

令和4年4月26日

かすみがうら市長 坪 井 透

令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）
別紙のとおり

理 由

令和4年3月30日をもって市議会議員1名の辞職があったことから、市議会議員補欠選挙の執行にあたって、早急な予算措置をするため令和4年度一般会計補正予算（第1号）により補正を行う。

令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）

令和4年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,118千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,577,118千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年4月26日 専決処分

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰越金		220,000	12,118	232,118
	1 繰越金	220,000	12,118	232,118
歳入	合計	19,565,000	12,118	19,577,118

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,375,219	12,118	3,387,337
	4 選挙費	120,577	12,118	132,695
歳出合計		19,565,000	12,118	19,577,118

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,484,893	0	5,484,893
2 地 方 譲 与 税	229,448	0	229,448
3 利 子 割 交 付 金	2,632	0	2,632
4 配 当 割 交 付 金	19,193	0	19,193
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	30,994	0	30,994
6 法 人 事 業 税 交 付 金	75,551	0	75,551
7 地 方 消 費 税 交 付 金	895,493	0	895,493
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	126,000	0	126,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	19,600	0	19,600
10 地 方 特 例 交 付 金	33,000	0	33,000
11 地 方 交 付 税	3,850,000	0	3,850,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	6,233	0	6,233
13 分 担 金 及 び 負 担 金	77,386	0	77,386
14 使 用 料 及 び 手 数 料	49,402	0	49,402
15 国 庫 支 出 金	3,160,276	0	3,160,276
16 県 支 出 金	1,390,680	0	1,390,680
17 財 産 収 入	23,857	0	23,857
18 寄 附 金	41,201	0	41,201
19 繰 入 金	1,038,580	0	1,038,580
20 繰 越 金	220,000	12,118	232,118
21 諸 収 入	382,281	0	382,281

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市 債	2,408,300	0	2,408,300
歳 入 合 計	19,565,000	12,118	19,577,118

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	143,252	0	143,252				
2 総 務 費	3,375,219	12,118	3,387,337				12,118
3 民 生 費	6,321,167	0	6,321,167				
4 衛 生 費	1,921,742	0	1,921,742				
5 労 働 費	27,066	0	27,066				
6 農 林 水 産 業 費	712,544	0	712,544				
7 商 工 費	397,532	0	397,532				
8 土 木 費	1,709,636	0	1,709,636				
9 消 防 費	881,005	0	881,005				
10 教 育 費	2,053,282	0	2,053,282				
11 災 害 復 旧 費	2	0	2				
12 公 債 費	1,972,553	0	1,972,553				
13 予 備 費	50,000	0	50,000				
歳 出 合 計	19,565,000	12,118	19,577,118				12,118

2 歳 入

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰 越 金	220,000	12,118	232,118	1 繰 越 金	12,118	前年度繰越金
計	220,000	12,118	232,118			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明			
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額				
				国県支出金	地 方 債	そ の 他							
6市議会議員補欠選挙費	0	12,118	12,118				12,118	1 報 酬	122	01 市議会議員補欠選挙事業費	12,118		
								3 職 員 手 当 等	1,325		0101 職員等人件費	1,325	
								7 報 償 費	20		0102 市議会議員補欠選挙に要する経費		
								8 旅 費	4				
								10 需用費	2,336			1 選挙管理委員長報酬	9
								11 役務費	88			1 選挙管理委員報酬	24
								12 委託料	1,636			1 委員等報酬	89
								18 負担金、補助及び交付金	6,587			7 氏名掲示点字作成謝礼	20
												8 委員等費用弁償	4
												10 消耗品費	1,566
10 食糧費	86												
								10 印刷製本費	684				
								11 手数料	88				
								12 ポスター掲示場設置及び撤去委託	1,636				
								18 市議会議員補欠選挙公営負担金	6,587				
計	120,577	12,118	132,695				12,118						

給与費明細書

1 特別職

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与費					共済費	合計		
		報酬	給料	期末手当	年間支給率(月分)	その他の手当			計	
補正後	長等	3		23,004	7,386	(3.35)	3,193	33,583	4,430	38,013
	議員	16	52,620		16,894	(3.35)		69,514	16,901	86,415
	その他の特別職	1,737	55,393					55,393	631	56,024
	計	1,756	108,013	23,004	24,280		3,193	158,490	21,962	180,452
補正前	長等	3		23,004	7,386	(3.35)	3,193	33,583	4,430	38,013
	議員	16	52,620		16,894	(3.35)		69,514	16,901	86,415
	その他の特別職	1,737	55,271					55,271	631	55,902
	計	1,756	107,891	23,004	24,280		3,193	158,368	21,962	180,330
比較	長等									
	議員									
	その他の特別職		122					122		122
計		122					122		122	

2 一般職

(1)総括

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	373 (11) 【 209】	【 302,072】	1,419,878	1,028,916 【 58,213】	2,448,794 【 360,285】	454,661 【 56,079】	2,903,455 【 416,364】
補正前	373 (11) 【 209】	【 302,072】	1,419,878	1,027,591 【 58,213】	2,447,469 【 360,285】	454,661 【 56,079】	2,902,130 【 416,364】
比較				1,325	1,325		1,325

()内は再任用短時間勤務職員数を別掲、【 】内は会計年度任用職員を別掲、会計年度任用職員の手当は期末手当のみとなる。

(単位 千円)

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	管理職手当
	補正後	43,662	327,682	243,510	19,764	25,090	86,753	3,378	51,484
	補正前	43,662	327,682	243,510	19,764	25,090	85,428	3,378	51,484
	比較						1,325		
区分	宿日直手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	退職手当	管理職員特別勤務手当	地域手当	単身赴任手当		
	補正後	2,148	24,649	5,508	186,811	5,643	2,474	360	
	補正前	2,148	24,649	5,508	186,811	5,643	2,474	360	
	比較								

承認第5号

専決処分事項の承認を求めることについて

令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和4年6月7日提出

かすみがうら市長 坪井 透

専 決 処 分 書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、次のとおり専決処分する。

令和4年5月23日

かすみがうら市長 坪 井 透

令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）
別紙のとおり

理 由

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン追加接種（4回目接種）の体制を確保し、自宅療養を余儀なくされている方に対して食料品等の配送支援を継続することに加え、コロナ禍における物価高騰に直面している低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することによって生活を支援するにあたり、早急な予算措置をするため令和4年度一般会計補正予算（第2号）により補正を行う。

令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）

令和4年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ127,261千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,704,379千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年5月23日 専決処分

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国 庫 支 出 金		3,160,276	127,261	3,287,537
	1 国 庫 負 担 金	1,812,463	32,071	1,844,534
	2 国 庫 補 助 金	1,337,555	95,190	1,432,745
歳 入	合 計	19,577,118	127,261	19,704,379

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		6,321,167	47,687	6,368,854
	2 児 童 福 祉 費	2,431,693	47,687	2,479,380
4 衛 生 費		1,921,742	79,574	2,001,316
	1 保 健 衛 生 費	1,921,742	79,574	2,001,316
歳 出 合 計		19,577,118	127,261	19,704,379

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,484,893	0	5,484,893
2 地 方 譲 与 税	229,448	0	229,448
3 利 子 割 交 付 金	2,632	0	2,632
4 配 当 割 交 付 金	19,193	0	19,193
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	30,994	0	30,994
6 法 人 事 業 税 交 付 金	75,551	0	75,551
7 地 方 消 費 税 交 付 金	895,493	0	895,493
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	126,000	0	126,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	19,600	0	19,600
10 地 方 特 例 交 付 金	33,000	0	33,000
11 地 方 交 付 税	3,850,000	0	3,850,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	6,233	0	6,233
13 分 担 金 及 び 負 担 金	77,386	0	77,386
14 使 用 料 及 び 手 数 料	49,402	0	49,402
15 国 庫 支 出 金	3,160,276	127,261	3,287,537
16 県 支 出 金	1,390,680	0	1,390,680
17 財 産 収 入	23,857	0	23,857
18 寄 附 金	41,201	0	41,201
19 繰 入 金	1,038,580	0	1,038,580
20 繰 越 金	232,118	0	232,118
21 諸 収 入	382,281	0	382,281

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市 債	2,408,300	0	2,408,300
歳 入 合 計	19,577,118	127,261	19,704,379

歳 出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	143,252	0	143,252				
2 総 務 費	3,387,337	0	3,387,337				
3 民 生 費	6,321,167	47,687	6,368,854	47,687			
4 衛 生 費	1,921,742	79,574	2,001,316	79,574			
5 労 働 費	27,066	0	27,066				
6 農 林 水 産 業 費	712,544	0	712,544				
7 商 工 費	397,532	0	397,532				
8 土 木 費	1,709,636	0	1,709,636				
9 消 防 費	881,005	0	881,005				
10 教 育 費	2,053,282	0	2,053,282				
11 災 害 復 旧 費	2	0	2				
12 公 債 費	1,972,553	0	1,972,553				
13 予 備 費	50,000	0	50,000				
歳 出 合 計	19,577,118	127,261	19,704,379	127,261			

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 衛生費国庫負担金	0	32,071	32,071	1 保健衛生費負担金	32,071	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金
計	1,812,463	32,071	1,844,534			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	115,390	7,500	122,890	1 総務費補助金	7,500	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
2 民生費国庫補助金	172,545	47,687	220,232	2 児童福祉費補助金	47,687	子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）事業費補助金 23,650 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）事務費補助金 1,274 子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）事業費補助金 21,500 子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）事務費補助金 1,263
3 衛生費国庫補助金	197,943	40,003	237,946	1 保健衛生費補助金	40,003	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金
計	1,337,555	95,190	1,432,745			

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
2 児童措置費	720,346	47,687	768,033	47,687				3 職員手当等	529	01 児童措置事業 0101 児童扶養手当支給に要する経費 3 時間外勤務手当 302 10 消耗品費 43 10 印刷製本費 61 11 通信運搬費 59 11 手数料 39 12 児童扶養手当システム改修委託 770 18 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分） 23,650 0102 児童手当支給に要する経費 3 時間外勤務手当 227 10 消耗品費 25 10 印刷製本費 61 11 通信運搬費 42 11 手数料 28 12 児童手当システム改修委託 880 18 子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分） 21,500	47,687 24,924
								10 需用費	190		
								11 役務費	168		
								12 委託料	1,650		
								18 負担金、補助及び交付金	45,150		
								計	2,431,693		

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生総務費	192,811	72,074	264,885	72,074				3 職員手当等	150	02 地域保健推進事業 0205 新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費 3 時間外勤務手当 150 7 ワクチン接種謝礼 1,860 10 消耗品費 1,640 11 通信運搬費 1,680 12 接種券等封入・封緘業務委託 2,519 12 相談体制等（コールセンター）設置委託 22,245 12 接種者情報等入力業務委託 4,283 12 ワクチン接種委託 31,924 12 集団接種会場運営業務委託 299 12 ワクチン配送業務委託 578 12 医療廃棄物処理委託 610	72,074 72,074
								7 報償費	1,860		
								10 需用費	1,640		
								11 役務費	1,680		
								12 委託料	65,016		
								13 使用料及び賃借料	1,728		
計	2,431,693	47,687	2,479,380	47,687							

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
(1保健衛生 総務費)									12 高齢者等接種会場送迎業務委託 1,678	
									12 追加接種に伴うシステム改修委託 880	
									13 集団接種会場使用料 1,728	
2 予防費	112,960	7,500	120,460	7,500			12 委託料	7,500	01 感染症等対策事業 0101 感染症対策に要する経費 12 新型コロナウイルス感染症 自宅療養者支援委託 7,500	
計	1,921,742	79,574	2,001,316	79,574						

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費					共 済 費	合 計	
		報 酬	給 料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他 の手当	計			
補 正 後	長 等	3		23,004	7,386 (3.35)	3,193	33,583	4,430	38,013
	議 員	16	52,620		16,894 (3.35)		69,514	16,901	86,415
	その他の特別職	1,737	55,393				55,393	631	56,024
	計	1,756	108,013	23,004	24,280	3,193	158,490	21,962	180,452
補 正 前	長 等	3		23,004	7,386 (3.35)	3,193	33,583	4,430	38,013
	議 員	16	52,620		16,894 (3.35)		69,514	16,901	86,415
	その他の特別職	1,737	55,393				55,393	631	56,024
	計	1,756	108,013	23,004	24,280	3,193	158,490	21,962	180,452
比 較	長 等								
	議 員								
	その他の特別職								
	計								

2 一般職

(1)総括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	373 (11) 【 209】	【 302,072】	1,419,878	1,029,595 【 58,213】	2,449,473 【 360,285】	454,661 【 56,079】	2,904,134 【 416,364】
補正前	373 (11) 【 209】	【 302,072】	1,419,878	1,028,916 【 58,213】	2,448,794 【 360,285】	454,661 【 56,079】	2,903,455 【 416,364】
比 較				679	679		679

()内は再任用短時間勤務職員数を別掲、【 】内は会計年度任用職員を別掲、会計年度任用職員の手当は期末手当のみとなる。

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	管理職手当
	補正後	43,662	327,682	243,510	19,764	25,090	87,432	3,378	51,484
	補正前	43,662	327,682	243,510	19,764	25,090	86,753	3,378	51,484
	比 較						679		
職員 手当 等の 内訳	区 分	宿日直手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	退職手当	管理職員特別 勤務手当	地域手当	単身赴任手当	
	補正後	2,148	24,649	5,508	186,811	5,643	2,474	360	
	補正前	2,148	24,649	5,508	186,811	5,643	2,474	360	
	比 較								

議案第30号

かすみがうら市環境基本条例の制定について

かすみがうら市環境基本条例を次のとおり制定する。

令和4年6月7日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市環境基本条例

目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針（第9条）

第2節 環境基本計画（第10条）

第3節 環境の保全及び創造のための施策の推進（第11条—第25条）

第4節 霞ヶ浦の湖沼環境の修復、保全及び創造のための施策の推進（第26条）

第5節 地球環境保全のための施策の推進（第27条）

第3章 環境審議会（第28条—第35条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びにかすみがうら市（以下「市」という。）、事業者、市民及び滞在者の責務を明らか

にするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係にある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 現在及び将来の市民が環境からの健全で豊かな恵みを十分に受け取り、健康で文化的な生活を営むことができるよう適切に行われなければならない

い。

- (2) 人と自然とが共生することができる恵み豊かな環境を確保するために、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を有効に活用しつつ保全し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築しなければならない。
- (3) 霞ヶ浦その他の豊かな自然、歴史及び文化は、かすみがうららしさを表す風土として保全するとともに、新たな風土を創造しつつ、これらを将来の市民に継承していかなければならない。
- (4) 市、事業者、市民及び滞在者が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、公平な役割分担と責務の自覚の下、協働して積極的に行われなければならない。
- (5) 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題でもあることから、事業活動や日常生活が地球の環境に及ぼす影響を十分認識し、国際的な協調の下、地球環境の保全に資する行動により、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、公害を防止し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。この場合において、事業者は、次に掲げる事項に配慮するものとする。

- (1) 環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工、販売その他の事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、適正な処理が行われるようにすること。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減が図られるようにすること。

(3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において生ずる生活排水及び廃棄物の排出、騒音の発生、自動車の使用等による環境への負荷の低減に努めるとともに、自然環境を適正に保全し、良好な環境の創造に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、自ら積極的に環境の保全及び創造に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他の滞在者は、基本理念にのっとり、その滞在に伴うごみの排出等による環境への負荷の低減、自然その他の環境保全に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(定期公表)

第8条 市長は、定期的に環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して市が講じた施策等を明らかにした文書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針

(施策の基本方針)

第9条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項が確保されるように、各種の施策相互の有機的な連携を

図りつつ、総合的かつ計画的に行われなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 安全な水資源の確保等のための水質の汚濁の防止その他により霞ヶ浦及びその流域の河川の自然その他の環境(以下「霞ヶ浦の湖沼環境」という。)が修復、保全及び創造されること。
- (3) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (4) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに人と自然が共生する良好な環境が保全及び創造されること。
- (5) 安全で潤いと安らぎのある快適な環境が創造されること。
- (6) 伝統と文化の香り高い歴史的、文化的環境が保全及び創造されること。
- (7) 廃棄物の発生の抑制及び減量化、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等が徹底される社会の構造が推進されること。
- (8) 環境の保全及び創造に関する施策を効率的かつ効果的に推進するため、市、事業者、市民及び滞在者との連携が強化されるとともに環境に関する教育及び学習が推進されること。
- (9) 地球環境保全が国際協力の下、推進されること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に資する施策が推進されること。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画)

第10条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計

画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者、市民及びこれらの者が組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を反映するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ第28条に規定するかすみがうら市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 環境の保全及び創造のための施策の推進

(市の施策の策定及び実施に当たっての配慮等)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施に際しては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全及び創造への配慮をしなければならない。

2 市長は、環境の保全及び創造に関する市の施策を推進するため、庁内に総合的な調整を図るための体制の整備をしなければならない。

(環境の保全及び創造に資する施設の整備その他の事業の推進)

第12条 市は、廃棄物及び下水の公共的な処理施設、環境への負荷の低減又は市民の安全に資する交通施設、高齢者等に配慮した公共的施設、公園その他環境の保全上の支障の防止又は快適な環境の創造に資する公共的施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、都市の緑化、良好な景観の形成その他の快適な環境の創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、森林、農地、水辺地等の自然環境の適正な保全を図るとともに、市民が自然と触れ合える場の創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市は、文化財その他の歴史的遺産の保存、文化的施設の活用等による文化的な環境の創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造のための規制措置)

第13条 市は、環境の保全及び創造を図るため必要と認められる場合で、次に掲げる行為については、規制その他の必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 公害の原因となる行為その他の生活環境の保全に支障を来すおそれのある行為
- (2) 自然環境の適正な保全に支障を来すおそれのある行為
- (3) 快適な環境を創造するために支障を来すおそれのある行為
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に支障を来すおそれのある行為

(環境影響評価の促進)

第14条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施及び監視体制等の整備)

第15条 市は、環境の状況を的確に把握し、環境の保全及び創造に関する施策の策定のために、必要な調査を実施するものとする。

- 2 市は、環境の状況を的確に把握し、環境の保全及び創造に関する施策の実施

のために、必要な測定、監視等の体制の整備を図るものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第16条 市は、環境への負荷の低減に資するため、廃棄物の発生の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用及び資源の再生利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減に資するため、エネルギーの効率的利用及び環境への負荷の少ないエネルギーの利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境に配慮した行動等の普及)

第17条 市は、市民等による再生資源その他の環境への負荷の少ない原材料、製品、役務等の利用の普及に努めるものとする。

2 市は、市民等による水質の汚濁防止に係る活動、再生資源に係る回収活動、緑化活動、自動車の使用における環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に配慮した活動の普及に努めるものとする。

(事業者の環境管理等の促進)

第18条 市は、事業者がその事業活動に伴う環境への負荷の低減について効果的に取り組めるように、事業者が自ら行う環境管理(環境の保全及び創造に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成、体制の整備等をいう。)及びこれに関する監査等が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(経済的な措置等)

第19条 市は、市民等の環境への負荷の低減を図るための活動、施設の整備等に必要な助成その他の支援の措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷を生じさせる活動を行う市民等に対して、環境への負荷を低減するため必要があると認めるときは、経済的負担を求めることができる。

(環境教育、環境学習等の推進)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興、人材の育成及び確保並びに広報活動の充実により、市民等の環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに市民等の自発的な環境の保全及び創造に係る活動が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第21条 市は、前条に規定する環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況、環境の保全及び創造活動の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を、個人及び法人の権利利益に配慮しつつ、体系的に整備し、適切に提供するよう努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情の処理)

第23条 市は、公害その他の環境の保全への支障に係る苦情の円滑な処理を図るよう努めるものとする。

(市民等との連携及び協力)

第24条 市は、市民等との連携及び協力により、環境の保全及び創造に関する施策の効果的な推進に必要な措置を講ずるものとする。

(国等との連携及び協力)

第25条 市は、大気、水質等の保全対策その他の広域的な対策を必要とする施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体との積極的な連携及び協力を図るものとする。

第4節 霞ヶ浦の湖沼環境の修復、保全及び創造のための施策の推進

(霞ヶ浦の湖沼環境の修復、保全及び創造のための施策の推進)

第26条 市は、霞ヶ浦の湖沼環境の修復、保全及び創造に資するため、安全な

水資源の確保等に必要なた窒素、りん等の削減による水質の汚濁の防止、自然環境の修復及び保全、良好な景観の保全及び形成並びに水辺地等の自然と触れ合える拠点の整備等の施策の推進を図るものとする。

2 市は、前項に規定する施策の推進に資するため、霞ヶ浦の湖沼環境の修復、保全及び創造に関する調査研究、情報の交換、人材の交流等の体制の整備を図るものとする。

3 市は、前2項に規定する施策の推進等に当たっては、国及び他の地方公共団体並びに市民等及び研究者等との連携を図るものとする。

第5節 地球環境保全のための施策の推進

(地球環境保全のための施策の推進)

第27条 市は、国、他の地方公共団体、市民等と連携し、地球環境保全に関する国際協力に資する施策の推進に努めるものとする。

第3章 環境審議会

(環境審議会の設置)

第28条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、かすみがうら市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第29条 審議会は、次に掲げる事項に関し、市長の諮問に応じて調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) その他環境の保全及び創造に関する基本的事項

(組織等)

第30条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係機関の代表
- (2) 学識経験者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が前項各号の職を去ったときは、委員の資格を失うものとする。

3 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第31条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、学識経験者の中から委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第32条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第33条 審議会は、必要に応じ関係者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第34条 審議会は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(委任)

第35条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

(かすみがうら市公害防止条例の一部改正)

2 かすみがうら市公害防止条例(平成17年かすみがうら市条例第103号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 環境審議会（第26条）

第4章 雑則（第27条—第30条）」を「第3章 雑則（第26条—第29条）」に、「第5章」を「第4章」に、「第31条」を「第30条」に、「第34条」を「第33条」に改める。

第20条第2項中「、かすみがうら市」を「、かすみがうら市環境基本条例（令和4年かすみがうら市条例第 号）第28条のかすみがうら市」に改める。

第3章を削る。

第4章を第3章とする。

第27条を第26条とし、第28条から第30条までを1条ずつ繰り上げる。

第5章を第4章とする。

第31条を第30条とし、第32条を第31条とする。

第33条第3号中「第28条」を「第27条」に改め、同条を第32条とする。

第34条を第33条とする。

（審議会等に係る経過措置）

- 3 前項の規定による改正前のかすみがうら市公害防止条例の規定に基づくかすみがうら市環境審議会及び委員は、この条例の規定に基づく環境審議会の委員となり、同一性をもって存続するものとする。

議案第31号

かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例及びかすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例及びかすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年6月7日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例及びかすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

(かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部改正)

第1条 かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例

(平成17年かすみがうら市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「1,030円」を「1,174円」に改める。

(かすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正)

第2条 かすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例

(平成22年かすみがうら市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

議案第32号

令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）

令和4年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ185,080千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,889,459千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年6月7日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		3,287,537	14,152	3,301,689
	2 国庫補助金	1,432,745	14,152	1,446,897
16 県支出金		1,390,680	3,084	1,393,764
	2 県補助金	407,833	3,084	410,917
20 繰越金		232,118	154,944	387,062
	1 繰越金	232,118	154,944	387,062
22 市債		2,408,300	12,900	2,421,200
	1 市債	2,408,300	12,900	2,421,200
歳入合計		19,704,379	185,080	19,889,459

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,387,337	28,611	3,415,948
	1 総務管理費	2,921,462	28,611	2,950,073
4 衛生費		2,001,316	3,289	2,004,605
	1 保健衛生費	2,001,316	3,289	2,004,605
7 商工費		397,532	12,000	409,532
	1 商工費	397,532	12,000	409,532
8 土木費		1,709,636	139,000	1,848,636
	4 都市計画費	945,241	139,000	1,084,241
10 教育費		2,053,282	2,180	2,055,462
	3 中学校費	767,607	2,180	769,787
歳出合計		19,704,379	185,080	19,889,459

第 2 表 地 方 債 補 正

1 変 更

(単位 千円)

補正前					補正後			
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
複合交流拠点施設等整備事業債	531,800	普通貸借又は証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。	544,700	普通貸借又は証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,484,893	0	5,484,893
2 地 方 譲 与 税	229,448	0	229,448
3 利 子 割 交 付 金	2,632	0	2,632
4 配 当 割 交 付 金	19,193	0	19,193
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	30,994	0	30,994
6 法 人 事 業 税 交 付 金	75,551	0	75,551
7 地 方 消 費 税 交 付 金	895,493	0	895,493
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	126,000	0	126,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	19,600	0	19,600
10 地 方 特 例 交 付 金	33,000	0	33,000
11 地 方 交 付 税	3,850,000	0	3,850,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	6,233	0	6,233
13 分 担 金 及 び 負 担 金	77,386	0	77,386
14 使 用 料 及 び 手 数 料	49,402	0	49,402
15 国 庫 支 出 金	3,287,537	14,152	3,301,689
16 県 支 出 金	1,390,680	3,084	1,393,764
17 財 産 収 入	23,857	0	23,857
18 寄 附 金	41,201	0	41,201
19 繰 入 金	1,038,580	0	1,038,580
20 繰 越 金	232,118	154,944	387,062
21 諸 収 入	382,281	0	382,281

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市 債	2,408,300	12,900	2,421,200
歳 入 合 計	19,704,379	185,080	19,889,459

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	143,252	0	143,252				
2 総 務 費	3,387,337	28,611	3,415,948	14,152	12,900		1,559
3 民 生 費	6,368,854	0	6,368,854				
4 衛 生 費	2,001,316	3,289	2,004,605				3,289
5 労 働 費	27,066	0	27,066				
6 農 林 水 産 業 費	712,544	0	712,544				
7 商 工 費	397,532	12,000	409,532	3,084			8,916
8 土 木 費	1,709,636	139,000	1,848,636				139,000
9 消 防 費	881,005	0	881,005				
10 教 育 費	2,053,282	2,180	2,055,462				2,180
11 災 害 復 旧 費	2	0	2				
12 公 債 費	1,972,553	0	1,972,553				
13 予 備 費	50,000	0	50,000				
歳 出 合 計	19,704,379	185,080	19,889,459	17,236	12,900		154,944

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5 土木費国庫補助金	682,687	14,152	696,839	1 土木費国庫補助金	14,152	都市構造再編集中支援事業費補助金
計	1,432,745	14,152	1,446,897			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

5 商工費県補助金	1,318	3,084	4,402	1 商工費補助金	3,084	自然環境整備交付金
計	407,833	3,084	410,917			

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	232,118	154,944	387,062	1 繰越金	154,944	前年度繰越金
計	232,118	154,944	387,062			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

1 総務債	571,800	12,900	584,700	1 複合交流拠点施設等整備事業債	12,900	複合交流拠点施設等整備事業債
計	2,408,300	12,900	2,421,200			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一 財 源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
10 複合交流拠点施設等整備費	1,174,144	28,611	1,202,755	14,152	12,900		1,559	21 補償、補填及び賠償金	28,611	01 複合交流拠点施設等整備事業 28,611 0101 複合交流拠点施設等整備に要する経費 28,611 21 水道管等移設補償 28,611
計	2,921,462	28,611	2,950,073	14,152	12,900		1,559			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

5 保健センター費	76,252	3,289	79,541				3,289	14 工事請負費	3,289	01 健康福祉等施設管理運営事業 3,289 0102 ウエルネスプラザ管理運営に要する経費 3,289 14 ウエルネスプラザ駐車場舗装工事 3,289
計	2,001,316	3,289	2,004,605				3,289			

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

4 観光施設費	87,387	12,000	99,387	3,084			8,916	14 工事請負費	12,000	01 観光施設等管理運営事業 12,000 0101 雪入ふれあいの里公園等管理運営に要する経費 12,000 14 三ツ石森林公園休憩所整備工事 12,000
計	397,532	12,000	409,532	3,084			8,916			

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

2 都市計画推進費	808,904	139,000	947,904				139,000	21 補償、補填及び賠償金	139,000	01 都市計画推進事業 139,000 0101 都市計画調整に要する経費 139,000 21 向原土地区画整理組合事業結了解決金 139,000
計	945,241	139,000	1,084,241				139,000			

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

1 中学校管理費	767,607	2,180	769,787				2,180	1 報酬	1,633	02 中学校管理運営事業 2,180 0202 中学校給食管理運営に要する経費 2,180 1 会計年度任用職員（学校栄養指導員）報酬 1,633 3 会計年度任用職員期末手当 175 4 会計年度任用職員社会保険料 291 4 会計年度任用職員雇用保険料 17
								3 職員手当等	175	
								4 共済費	308	
								8 旅費	64	

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
(1 中学校 管理費)									8 会計年度任用職員費用弁償	64
計	767,607	2,180	769,787				2,180			

給与費明細書

1 特別職

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与費						共済費	合計	
		報酬	給料	期末手当	年間支給率(月分)	その他の手当	計			
補正後	長等	3		23,004	7,386	(3.35)	3,193	33,583	4,430	38,013
	議員	16	52,620		16,894	(3.35)		69,514	16,901	86,415
	その他の特別職	1,737	55,393					55,393	631	56,024
	計	1,756	108,013	23,004	24,280		3,193	158,490	21,962	180,452
補正前	長等	3		23,004	7,386	(3.35)	3,193	33,583	4,430	38,013
	議員	16	52,620		16,894	(3.35)		69,514	16,901	86,415
	その他の特別職	1,737	55,393					55,393	631	56,024
	計	1,756	108,013	23,004	24,280		3,193	158,490	21,962	180,452
比較	長等									
	議員									
	その他の特別職									
	計									

2 一般職

(1)総括

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	373 (11) 【210】	【303,705】	1,419,878	1,029,595 【58,388】	2,449,473 【362,093】	454,661 【56,387】	2,904,134 【418,480】
補正前	373 (11) 【209】	【302,072】	1,419,878	1,029,595 【58,213】	2,449,473 【360,285】	454,661 【56,079】	2,904,134 【416,364】
比較	【1】	【1,633】		【175】	【1,808】	【308】	【2,116】

()内は再任用短時間勤務職員数を別掲、【 】内は会計年度任用職員を別掲、会計年度任用職員の手当は期末手当のみとなる。

(単位 千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	管理職手当
	補正後	43,662	327,682	243,510	19,764	25,090	87,432	3,378	51,484
	補正前	43,662	327,682	243,510	19,764	25,090	87,432	3,378	51,484
	比較								
職員手当の内訳	区分	宿日直手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	退職手当	管理職員特別勤務手当	地域手当	単身赴任手当	
	補正後	2,148	24,649	5,508	186,811	5,643	2,474	360	
	補正前	2,148	24,649	5,508	186,811	5,643	2,474	360	
	比較								

議案第33号

令和4年度かすみがうら市水道事業会計補正予算について（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 予算書第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 資本的収入	672,001千円	28,611千円	700,612千円
第2項 工事負担金	1千円	28,611千円	28,612千円

支 出

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	1,000,659千円	28,611千円	1,029,270千円
第1項 建設改良費	715,025千円	28,611千円	743,636千円

令和4年6月7日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

令和4年度かすみがうら市水道事業会計補正予算実施計画

資本的収入及び支出

(収 入)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1	資本的収入		672,001	28,611	700,612		
		2 工事負担金		1	28,611	28,612	
			1 工事負担金	1	28,611	28,612	

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	資本的支出		1,000,659	28,611	1,029,270	
	1	建設改良費	715,025	28,611	743,636	
		1 配水施設工事費	254,804	28,611	283,415	

令和4年度かすみがうら市水道事業会計補正予算説明書

資本的収入及び支出

(収入)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1 資本的			672,001	28,611	700,612			
収入	2 工事		1	28,611	28,612			
		負担金	1 工事	1	28,611	28,612		
		負担金				1 工事 負担金	28,611	複合交流拠点施設計画地内の配水管 撤去及び新設工事等負担金

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1 資本的			1,000,659	28,611	1,029,270			
支 出	1 建設		715,025	28,611	743,636			
	改良費	1 配水施設	254,804	28,611	283,415			
		工事費				10 委託料	3,179	複合交流拠点施設計画地内の配水管 撤去及び新設工事設計業務委託
						11 工事請負費	25,432	複合交流拠点施設計画地内の配水管 撤去及び新設工事

議案第34号

複合交流拠点施設等整備事業用地の取得について

複合交流拠点施設等整備事業用地を取得することについて、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第51号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月7日提出

かすみがうら市長 坪井 透

- 1 取得する財産 複合交流拠点施設等整備事業用地
- 2 所 在 かすみがうら市稲吉南二丁目
- 3 地 番 2625番3
- 4 地 積 28,366.12㎡
- 5 地 目 宅地
- 6 取得価格 1,004,160,648円
- 7 契約の相手方 東京都千代田区外神田一丁目5番1号
株式会社日立インダストリアルプロダクツ
取締役社長 小林 圭三

議案第35号

和解について

かすみがうら市（被告）と、株式会社常陽銀行（原告）との間で係争中の平成31年（ワ）第146号 損失補償等請求事件等の裁判上の和解を次のとおり水戸地方裁判所において成立させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月7日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

1 事件名【併合後】

裁判所：水戸地方裁判所

事件番号：

A【原告常陽銀行】平成31年（ワ）第146号 損失補償等請求事件

B【原告水郷つくば農協】平成31年（ワ）第147号 貸金返還等請求事件

C【原告筑波銀行】令和元年（ワ）第360号 貸金返還等請求事件

2 当事者【併合後】

原告：株式会社常陽銀行

水郷つくば農業協同組合

株式会社筑波銀行

被告：向原土地地区画整理組合

連帯保証人（個人）

かすみがうら市

3 事件の概要

向原土地区画整理組合（以下「組合」という。）による土地区画整理事業において、被告組合の株式会社常陽銀行、水郷つくば農業協同組合及び株式会社筑波銀行（以下「原告ら」という。）に対する貸金債務について、被告市が原告らに対し、損失補償を行っていたものであるところ、被告組合に借入金返済が滞り、原告らが、被告組合に対しては貸付金の返済を、連帯保証人においては連帯保証債務の履行を、被告市に対しては損失補償の履行をそれぞれ求める訴訟を提起したものの。

4 和解の内容【和解条項より市に関する部分を抜粋】

- (1) 被告かすみがうら市（以下「被告市」という。）は、原告株式会社常陽銀行（以下「原告常陽銀行」という。）に対し、本件に係る解決金として、2, 149万9, 021円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告市は、原告水郷つくば農業協同組合（以下「原告農協」という。）に対し、本件に係る解決金として、3, 650万円の支払義務があることを認める。
- (3) 被告市は、原告株式会社筑波銀行（以下「原告筑波銀行」という。）に対し、本件に係る解決金として、8, 100万円の支払義務があることを認める。
- (4) 被告市は、原告常陽銀行に対し、(1)の金員を、令和4年7月29日限り、XXXXXXXXXX口座（口座名義：XXXXXXXXXX、口座番号：XXXXXXXXXX）に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、被告市の負担とする。
- (5) 被告市は、原告農協に対し、(2)の金員を、令和4年7月29日限

り、[redacted]口座（口座名義：[redacted]
[redacted]、口座番号：[redacted]
[redacted]）に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、被告市の負担とする。

(6) 被告市は、原告筑波銀行に対し、(3)の金員を、令和4年7月29日限り、[redacted]口座（口座名義：[redacted]
[redacted]、口座番号：[redacted]）に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、被告市の負担とする。

(7) 被告組合は、同組合の事業終了のための個別業務の着手及びその費用の支払に当たって、事前に、同市に対して報告する等、土地区画整理法123条に基づく同市からの勧告及び助言等に従い、その事業終了のための手続を行うものとする。

(8) 被告組合は、同市に対し、事業終了時の残余金に相当する求償金支払義務があることを確認する。

(9) 被告組合は同市に対し、事業終了後、速やかに、前号に係る事業終了時の残余金相当額を、[redacted]口座（口座名義：[redacted]
[redacted]、口座番号：[redacted]）へ振り込む方法により支払う。

(10) 被告市は、本和解条項に定めるほか、(1)ないし(3)に係る債務の支払につき求償権を行使しないことを約する。

(11) 原告らは、その余の請求を放棄する。

(12) 原告常陽銀行並びに被告市、同組合及び同連帯保証人は、原告常陽銀行並びに被告市、同組合及び同連帯保証人との間には、本件に関し、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(13) 原告農協並びに被告市、同組合及び同連帯保証人は、原告農協並びに被告市、同組合及び同連帯保証人との間には、本件に関し、何らの債

権債務のないことを相互に確認する。

(14) 原告筑波銀行並びに被告市、同組合及び同連帯保証人は、原告筑波銀行並びに被告市、同組合及び同連帯保証人との間には、本件に関し、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(15) 訴訟費用は各自の負担とする。

かすみがうら市税条例等 新旧対照表

かすみがうら市税条例 新旧対照表(第1条関係)

改正前	改正後
<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第18条の4 法第20条の10に規定する納税証明書の交付を請求する者は、かすみがうら市手数料条例(平成17年かすみがうら市条例第57号)の定めるところにより、手数料を納付しなければならない。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴しない。</p>	<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第18条の4 法第20条の10に規定する納税証明書の交付(<u>法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。</u>)を請求する者は、かすみがうら市手数料条例(平成17年かすみがうら市条例第57号)の定めるところにより、手数料を納付しなければならない。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴しない。</p>
<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 <u>前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u>に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u></p>	<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 <u>前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u></p>

<p>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書 (同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</p>	
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(市民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p>	<p>6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</p>
<p>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</p>	
<p>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書 同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</p>	
<p>(寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭(市内に事務所を有し、かつ、規則の定めるところにより市長に届出をしたものに対するものに限る。)を支出した場合に</p>	<p>(寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭(市内に事務所を有し、かつ、規則の定めるところにより市長に届出をしたものに対するものに限る。)を支出した場合に</p>

は、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 次に掲げる寄附金又は金銭

イ 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金

ロ 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

ハ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

ニ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

ホ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人
(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条

は、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 次に掲げる寄附金又は金銭

イ 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金

ロ 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

ハ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

ニ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

ホ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、

第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する寄

附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

へ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

ト 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

チ 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

リ 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭

ヌ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び次号に掲げる寄附金を除く。)

当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

へ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

ト 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

チ 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

リ 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭

ヌ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び次号に掲げる寄附金を除く。)

<p>ル 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)</p> <p>2 (略)</p>	<p>ル 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p>	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年度の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p>

3 (略)	3 (略)
<p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から、1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から、1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。))若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以</p>

<p>に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項 ただし書の規定により市長の定める様式による。</p> <p>3～10 (略)</p>	<p>下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第3項 ただし書の規定により市長の定める様式による。</p> <p>3～10 (略)</p>
<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法律第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるも</p>

<p><u>(2)</u>及び<u>(3)</u> (略) 2～5 (略)</p>	<p><u>の及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)</u>の氏名 <u>(3)</u>及び<u>(4)</u> (略) 2～5 (略)</p>
<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経路すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、<u>特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)</u>をいう。<u>第2号において同じ。)</u>又は扶養親族(控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者)を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経路すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>

<p><u>(2)</u>及び<u>(3)</u> (略) 2～5 (略)</p>	<p><u>(2) 特定配偶者の氏名</u> <u>(3)</u>及び<u>(4)</u> (略) 2～5 (略)</p>
<p>(法人の市民税の申告納付) 第48条 (略) 2～8 (略) 9 法<u>第321条の8第60項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。 11～14 (略) 15 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法<u>第321条の8第69項</u>の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。 16 (略)</p>	<p>(法人の市民税の申告納付) 第48条 (略) 2～8 (略) 9 法<u>第321条の8第62項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第62項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。 11～14 (略) 15 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法<u>第321条の8第71項</u>の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。 16 (略)</p>
<p>(特別徴収税額の納入の義務等) 第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、そ</p>	<p>(特別徴収税額の納入の義務等) 第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、そ</p>

<p>の徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第4項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。</p>	<p>の徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第3項ただし書きの規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。</p>
<p>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料) 第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧を請求する者は、かすみがうら市手数料条例の定めるところにより、手数料を納付しなければならない。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。</p>	<p>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料) 第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書きの規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)を請求する者は、かすみがうら市手数料条例の定めるところにより、手数料を納付しなければならない。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。</p>
<p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料) 第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付を請求する者は、かすみがうら市手数料条例の定めるところにより、手数料を納付しなければならない。</p>	<p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料) 第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)を請求する者は、かすみがうら市手数料条例の定めるところにより、手数料を納付しなければならない。</p>
<p>附 則 第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規</p>	<p>附 則 第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規</p>

<p>定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 法附則第15条第27項第1号イに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第27項第1号ロに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第27項第2号イに規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>7 法附則第15条第27項第2号ロに規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>8 法附則第15条第27項第2号ハに規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>9 法附則第15条第27項第3号ハに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>11 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>12 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>13 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>14 (略)</p>	<p>定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 法附則第15条第26項第1号イに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第26項第1号ロに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第26項第2号イに規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>7 法附則第15条第26項第2号ロに規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>8 法附則第15条第26項第2号ハに規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>9 法附則第15条第26項第3号ハに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>11 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>12 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>13 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>14 (略)</p>
--	--

<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>10 (略)</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日</p>	<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>10 (略)</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日</p>
--	--

(5) **熱損失防止改修工事**に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) **熱損失防止改修工事**が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

12 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

日

(5) **熱損失防止改修工事等**に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) **熱損失防止改修工事等**が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

12 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(**商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5**)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

2～5 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しない者とみなす。
(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 (略)

2及び3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時まで)に提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が

第17条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しない者とみなす。
(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 (略)

2及び3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

<p><u>提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u></p>	
<p>5 (略) (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>	<p>5 (略) (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>
<p>第20条の3 (略)</p>	<p>第20条の3 (略)</p>
<p>2及び3 (略)</p>	<p>2及び3 (略)</p>
<p>4 <u>前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>4 <u>前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u></p>
<p><u>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</u></p>	
<p><u>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p>	
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」とい</p>	<p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」とい</p>

う。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)

であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

う。)に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前	改正後
<p>第1条 かすみがうら市税条例(平成17年かすみがうら市条例第54号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。</p> <p>(後略)</p> <p>附 則 (市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 前条第2号に掲げる規定による改正後のかすみがうら市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>	<p>第1条 かすみがうら市税条例(平成17年かすみがうら市条例第54号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第36条の3の3第1項中「扶養親族()の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。</p> <p>(後略)</p> <p>附 則 (市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 前条第2号に掲げる規定による改正後のかすみがうら市税条例第24条第2項、第32条第1号及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>

かすみがうら市国民健康保険税条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額と</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額と</p>

<p>する。ただし、当該合算額が63万円を超える場合においては、基礎課税額は、63万円とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>する。ただし、当該合算額が65万円を超える場合においては、基礎課税額は、65万円とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が20万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、20万円とする。</p> <p>4 (略)</p>
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第27条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第27条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年</p>

<p>齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第27条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>6～17 (略)</p>	<p>齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第27条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>6～17 (略)</p>
	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後のかすみがうら市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>

かすみがうら市環境基本条例 新旧対照表

かすみがうら市公害防止条例 新旧対照表(附則第2項関係)

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 目的及び定義(第1条・第2条)</p> <p>第2節 市長の責務(第3条—第8条)</p> <p>第3節 事業者の責務(第9条・第10条)</p> <p>第4節 市民の責務(第11条)</p> <p>第2章 工場等に関する規制</p> <p>第1節 特定施設(第12条—第19条)</p> <p>第2節 規制基準(第20条・第21条)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 目的及び定義(第1条・第2条)</p> <p>第2節 市長の責務(第3条—第8条)</p> <p>第3節 事業者の責務(第9条・第10条)</p> <p>第4節 市民の責務(第11条)</p> <p>第2章 工場等に関する規制</p> <p>第1節 特定施設(第12条—第19条)</p> <p>第2節 規制基準(第20条・第21条)</p>

<p>第3節 事故時等の措置(第22条—第25条)</p> <p>第3章 環境審議会(第26条)</p> <p>第4章 雑則(第27条—第30条)</p> <p>第5章 罰則(第31条—第34条)</p> <p>附則</p>	<p>第3節 事故時等の措置(第22条—第25条)</p> <p>第3章 雑則(第26条—第29条)</p> <p>第4章 罰則(第30条—第33条)</p> <p>附則</p>
<p>(規制基準等)</p> <p>第20条 市長は、公害を防止するため特定施設に係る規制基準を規則で定めるものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定による規制基準を定めようとするときは、かすみがうら市環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(規制基準等)</p> <p>第20条 市長は、公害を防止するため特定施設に係る規制基準を規則で定めるものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定による規制基準を定めようとするときは、かすみがうら市環境基本条例(令和4年かすみがうら市条例第号)第28条のかすみがうら市環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。</p> <p>3 (略)</p>
<p>第3章 環境審議会</p> <p>(環境審議会)</p> <p>第26条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境保全に関する基本的事項を調査審議するため、かすみがうら市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>2 審議会は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>(1) 環境保全対策に関する基本的事項及び重要事項</p> <p>(2) その他市長が必要と認める事項</p> <p>3 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。</p>	
<p>第4章 雑則</p> <p>第27条～第30条 (略)</p>	<p>第3章 雑則</p> <p>第26条～第29条 (略)</p>

第5章 罰則	第4章 罰則
第31条 及び 第32条 (略)	第30条 及び 第31条 (略)
第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の罰金又は科料に処する。 (1)及び(2) (略) (3) 第28条 第1項の規定による調査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者	第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の罰金又は科料に処する。 (1)及び(2) (略) (3) 第27条 第1項の規定による調査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
(両罰規定)	(両罰規定)
第34条 (略)	第33条 (略)
	附 則 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例及びかすみがうら市長の選挙におけるピラの作成の公費負担に関する条例 新旧対照表

かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例 新旧対照表 (第1条関係)

改正前	改正後
(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続) 第4条 (略) (1)及び(2) (略) ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が 1万5,800円 を超える場合には、 1万5,800円)の合計金額	(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続) 第4条 (略) (1)及び(2) (略) ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が 1万6,100円 を超える場合には、 1万6,100円)の合計金額

<p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。))が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出があった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p> <p>ウ (略)</p>	<p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。))が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出があった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p> <p>ウ (略)</p>
<p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 本市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条に規定する契約に基づきポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が1,030円を超えるときは、1,030円)に、作成枚数(当該作成枚数が当該選挙におけるポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た数を超えるときは、当該1.1を乗じて得た数。この場合において、1未満の端数が生じたときは、これを1に切り上げる。)を乗じて得た金額を、第6条において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求により、当該ポスター作成業者に支払うものとする。</p>	<p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 本市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条に規定する契約に基づきポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が1,174円を超えるときは、1,174円)に、作成枚数(当該作成枚数が当該選挙におけるポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た数を超えるときは、当該1.1を乗じて得た数。この場合において、1未満の端数が生じたときは、これを1に切り上げる。)を乗じて得た金額を、第6条において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求により、当該ポスター作成業者に支払うものとする。</p>

かすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例 新旧対照表（第2条関係）

改正前	改正後
<p>(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 市は、前条の規定による届出をした候補者が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円51銭</u>を超える場合にあつては、<u>7円51銭</u>)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、)を乗じて得た金額を、第2条ただし書きに規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払うものとする。</p>	<p>(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 市は、前条の規定による届出をした候補者が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合にあつては、<u>7円73銭</u>)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、)を乗じて得た金額を、第2条ただし書きに規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払うものとする。</p>
<p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円51銭</u>にビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た額とする。</p>	<p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>にビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た額とする。</p>